

名古屋港灣管理者  
名古屋港灣管理組合

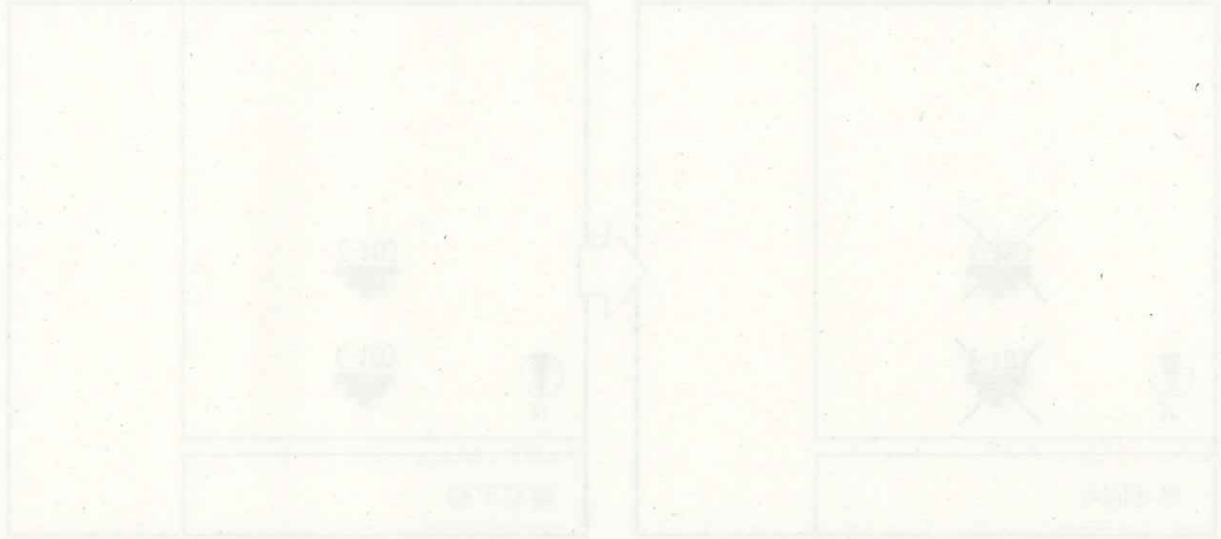
令和6年1月

— 輕易な変更 —

名古屋港灣計画資料 (案)



図1-1 変更理由



変更理由	変更内容	変更時期	変更場所	変更者
1 変更理由				
2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。				

図1-2 変更理由

- 1 変更理由
- 2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 1 利用形態の変化に対応するため、西部地区において、木材取扱施設設計画を変更する。

## 2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

### 2-1 木材取扱施設計画

(1) 西部地区(弥富ふ頭)

① 概要

利用形態の変化に対応するため、係船浮標を撤去する。

② 施設の規模及び配置

今回撤去する木材取扱施設の規模及び配置は、以下のとおりである。

表2-1 木材取扱施設の規模

地区名	名称	水深 (m)	主要な用途	摘要
西部地区 (弥富ふ頭)	係船浮標 (No. 52、 No. 53)	-10	原木荷役時の係船	撤去

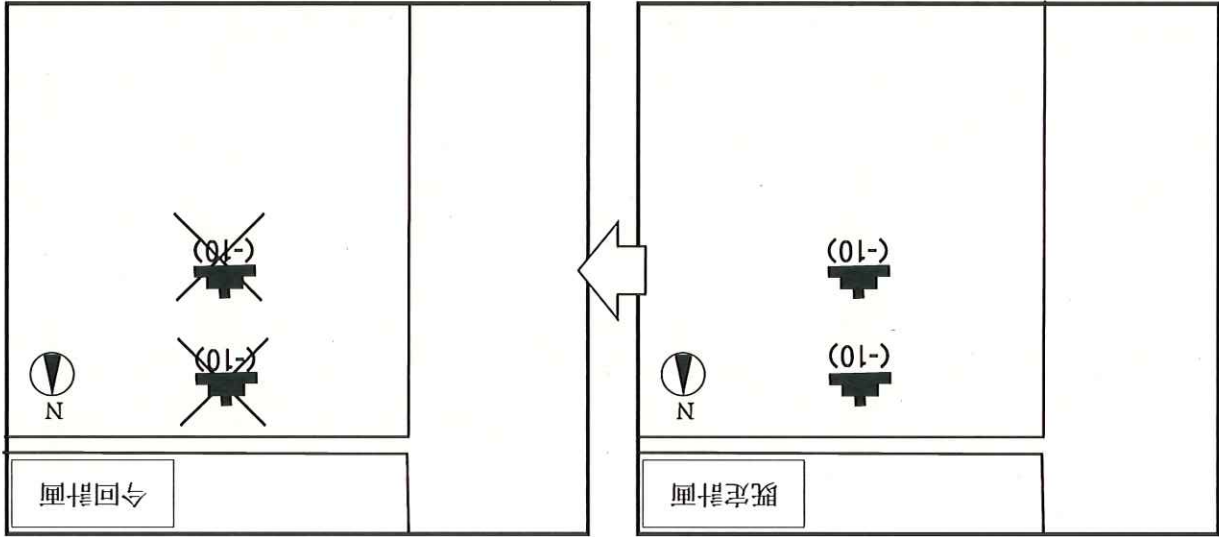


図2-1 木材取扱施設の配置

### 3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

#### (1) 土地利用計画の変更

今回の計画により変更する土地利用計画は、次のとおりである。

表 3-1 土地造成に係る土地利用計画

地区名	今回計画		変更理由
	土地利用区分	土地造成面積 (h a)	
南部地区 (南浜ふ頭)	交通機能用地	0.2	高規格道路用地を確保するために必要な土地を造成する。

(2) 土地利用計画

表3-2 土地利用計画(今回計画)

(単位: ha)

用途	地区名	南部地区						合計
埠頭	埠頭	(12.1)	(12.1)					
用港	湾関	(118.7)	(118.7)					
用交	厚生							
用交	業用	(1674.6)	(1674.6)					
用都	市機	(19.9)	(19.9)					
用交	地能	(77.2)	(77.2)					
用危	施設取扱							
緑地	地	(102.4)	(102.4)					
用海	処分	(198.3)	(198.3)					
合計	計	(2203.2)	(2203.2)					

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位: ha)

用途	地区名	南部地区						合計
埠頭	埠頭	(12.1)	(12.1)					
用港	湾関	(118.7)	(118.7)					
用交	厚生							
用交	業用	(1674.6)	(1674.6)					
用都	市機	(19.9)	(19.9)					
用交	地能	(77.2)	(77.2)					
用危	施設取扱							
緑地	地	(102.4)	(102.4)					
用海	処分	(198.3)	(198.3)					
合計	計	(2203.2)	(2203.2)					

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

地区名	土地利用区分	面積 (h a)	主な内容	変更理由
南部地区 (南浜ふ頭)	交通機能用地	0.2	高規格道路用地	高規格道路用地を確保するため必要な土地を造成する。

表 3-3 土地造成に係る土地利用の区分別面積

考え方は次のとおりである。

今回計画する土地の造成に係る土地利用区分別面積とその主な内容及び配置の

②今回計画する土地造成計画の規模及び配置

必要がある。

高規格道路の計画に伴い、交通機能用地を確保するため、新たな土地造成をする

①土地造成の必要性

(3) 土地造成計画の変更

(4) 土地造成計画

表3-4 土地造成計画(今回計画) (単位：h a)

用途	南部地区						
	埠頭用地	用港用地	用港用地	工業用地	用交通用地	施設用地	緑地
合計	6.0 (6.0)			48.1 (48.1)	7.7 (7.5)		16.1 (16.1)
							198.3 (198.3)
							276.2 (276.0)

注1) ( ) は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：h a)

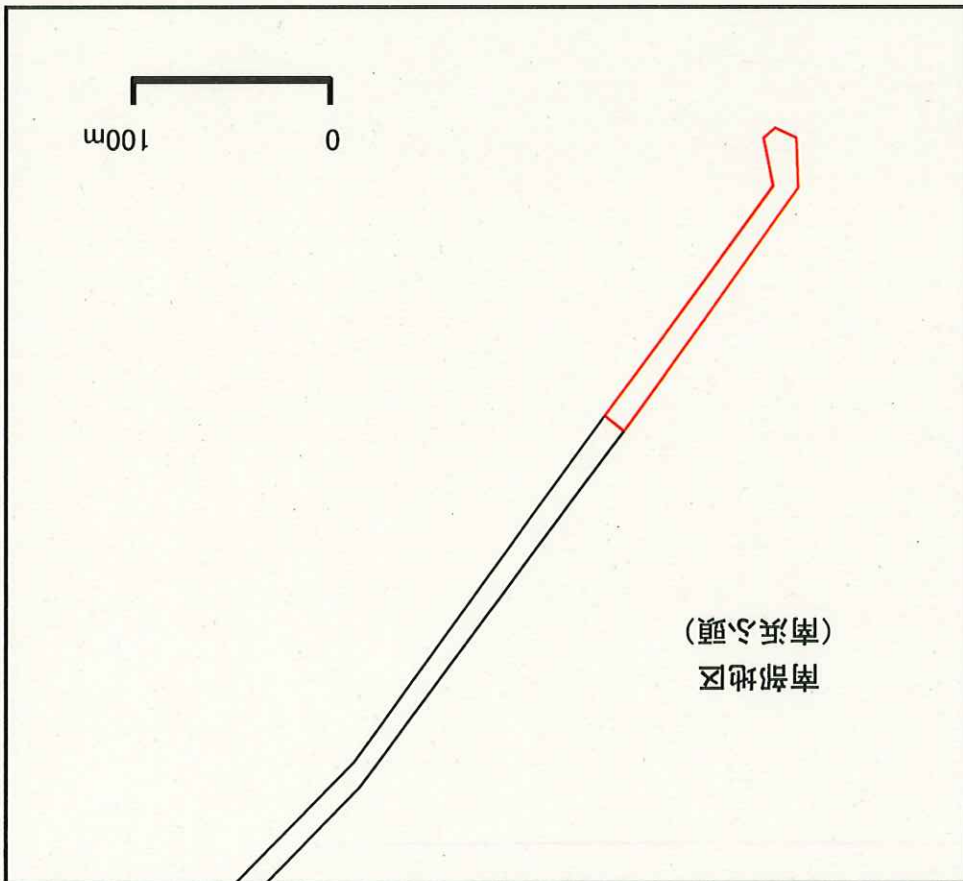
用途	南部地区						
	埠頭用地	用港用地	用港用地	工業用地	用交通用地	施設用地	緑地
合計	6.0 (6.0)			48.1 (48.1)	7.5 (7.5)		16.1 (16.1)
							198.3 (198.3)
							276.0 (276.0)

注1) ( ) は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



図 4-1 新旧法線対照図 (南浜心頭)

——	現況
——	今回計画
例	凡



4 新旧法線対照図



## 5 環境の保全に関する資料

今回計画の変更に伴う負荷の変化は小さいと予測されることから、今回計画が周辺の環境に与える影響は小さいと考えられる。

項目	内容
1. 環境影響評価	環境影響評価書
2. 環境保全計画	環境保全計画書
3. 環境モニタリング計画	環境モニタリング計画書
4. 環境教育計画	環境教育計画書
5. 環境報告書	環境報告書
6. 環境影響評価の経過	環境影響評価の経過
7. 環境保全の経過	環境保全の経過
8. 環境モニタリングの経過	環境モニタリングの経過
9. 環境教育の経過	環境教育の経過
10. 環境報告書の経過	環境報告書の経過

6 名古屋港審議会専門部会委員名簿

令和6年1月現在

氏名	役職
黒田達朗	相山女学園大学現代マネジメント学部教授
富田英治	国際臨海開発研究センター調査役
笹田祐典	名古屋海運協会会長
杉本恒	全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長
藤森利雄	名古屋港運協会会長
武藤正春	東海倉庫協会会長
坂田一亮	愛知県都市・交通局長
日下雄介	名古屋市住宅都市局長
中田ちづこ	名古屋港管理組合議会議長
山下智也	名古屋港管理組合議会副議長
佐藤寿延	中部地方整備局長
金子正志	中部運輸局長
小野有司	名古屋港長
計	
13名	

(敬称略)

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aラックの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

